

～ 国際研修 ～

中国国家法官学院に対する研修

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、平成23年11月7日から12日まで、中国における裁判官研修実施機関である国家法官学院のメンバー等に対し本邦研修を実施した。以下、日中両国の裁判官養成制度の概略を紹介するとともに、本邦研修の実施状況等を報告する。

2 中国における裁判官¹養成制度²

1949年の中華人民共和国建国後、中国では司法制度の整備が進められてきたが、1966年から1976年にかけての文化大革命の時代に知識人の弾圧、法破壊が行われ、裁判所などの司法機関は機能不全に陥った。文化大革命の収束後、司法制度の再建が進められたが、長期間の法学教育停滞により、裁判官で短大卒以上の学歴を有するものは1985年の時点でわずかに全体の7.2パーセントにすぎなかった。すなわち、当時、法的素養のない退役軍人などが裁判官として採用されていたため、その法的知識不足を補う必要があった。

そこで、1985年に裁判官の学歴不足を解消すべく、裁判官業余法律大学が設置された。これにより、2001年までにはほとんどの裁判官が短大卒以上の学歴を有するに至っている。さらには、1997年に中国国家法官学院が設置され、本格的な裁判官研修を実施し

ている（上記裁判官業余法律大学は、国家法官学院の設置に伴い廃止）。

2002年以降は中国で裁判官、検察官、弁護士共通の統一司法試験が開始し、裁判官になろうとする者は同試験に合格することが必要となった。

このように、従前問題とされていた裁判官の学歴問題が解消されたことから、2000年以降、中国の裁判官研修の目的は、より専門的、職業的な研修の実施へと変化した。さらに、2010年以降は、裁判官による教学、判例教学、現場教学を行うことを指導方針とし、理論と実践を結合する研修及び知識と能力を結合する研修の実施を目指している。

3 国家法官学院について

国家法官学院は、中国最高人民法院の下に設置されている。専門教員53名と兼職教員（裁判官の執務との兼職）170名余を擁し、裁判官研修（予備裁判官³研修、院長任命後の研修、進級のための研修、職務続行のための研修など）及び職員研修等を実施しており、昨年1年間を通じ国家法官学院で研修を実施した人員は14,838名に上る。

国家法官学院は、このように多数の人員に対する研修を実施するため、22の分院を天津、黒龍江省、上海等に有しているが、今後も増設する予定である。

¹ 中国語で裁判官は「法官」、裁判所は「法院」という。本稿では言葉の混乱を避けるため、固有名詞以外は「裁判官」「裁判所」の表記を用いる。

² 中国では日本のような法曹三者統一司法修習は行われておらず、各機関がそれぞれ研修を実施している。

³ 予備裁判官とは、裁判所に採用後裁判官となるまでの身分（裁判官補）である。予備裁判官研修は、予備裁判官に対して行われる1年間の初任者研修をいう。集中講義と校外学習、修了試験で構成される。

4 日本の裁判官養成制度

日本では、平成16年に法科大学院が開校し、その後数年の移行期を経て、現在では法科大学院を卒業するか予備試験に合格した者に司法試験受験資格が与えられている。そして、司法試験に合格すると、最高裁判所の下に設置された司法研修所（二部）の司法修習生となり、1年間の司法修習を経て、最後に修習生考試（いわゆる二回試験）を受け、それに合格してようやく法曹資格を得るといって、何段階もの試練を乗り越えないといけないシステムになっている。

毎年約2,000名余の司法試験合格者が出る中で、裁判官任官者は100名余である。裁判官任官後の研修は、司法研修所（一部）において行われるほか、各裁判所において自主的に行われている。司法研修所（一部）で実施している研修をみると、義務的に行われる職務導入研修⁴と応募型の各種研究会等があるが、前者は新任判事補や判事任官直後の者等に対するものでその数もわずかであり、司法研修所（一部）のほとんどの研修は応募型研修である。すなわち、司法研修所（一部）では、年初にその年に実施予定の各種研究会等を裁判官に周知させ、これに応募する裁判官は各自で自己のスケジュールを調整し、司法研修所の実施する研修に参加するのである。このように、司法研修所（一部）の行う研修は、主として各裁判官のOJT（オンザジョブトレーニング）による自己研鑽をサポートするものとして位置づけられている。なお、司法研修所（一部）では、年間約40回、延べ約1,400人の裁判官に研修を実施している。

5 本邦研修の概況

(1) 研修の目的

国家法官学院は、予備裁判官研修の改善に役立つ

⁴ 職務導入研修には、例えば、新任判事補研修や判事任官直後の者に対する研修、部総括判事等に新たに発令された者に対する研修、新任簡易裁判所判事に対する研修等がある。

日本の制度及び知見を学ぶことを目的としており、特に日本の司法研修所との交流を強く望んでいた。

ただ、既述のとおり、日本の司法研修所（一部）における裁判官研修は、法科大学院での教育及び司法研修所（二部）での司法修習を通じて形成された法曹としての素地の上に成り立つ、裁判官のOJT及び自己研鑽を中心としたものであるため、これのみを学んで中国に持ち帰っても日本の裁判官養成制度についての正しい知識を得ることはできない。

そこで、昨年（平成22年）は法科大学院における教育視察及び意見交換を中心としたメニューを実施（JICA主体による実施）し、本年（平成23年）は、司法研修所（一部及び二部）との意見交換を中心に据えつつ、実務修習全般（検察・弁護）、新任判事補の地裁における研修実施状況等を実施した（当部主体による実施：日程については別添を参照）。

また、国家体制や権力分配の仕組みが異なる日本と中国とでは、裁判官養成を語る前提として、およそ司法権の独立の概念が異なっていることを念頭におかなければならない⁵。日本の司法権の独立は、裁判官に対する強度の身分保障を含んだ概念であり、これにより両国の裁判官養成の理念や方向性の違いを生じさせていると考えられたことから、今回の本邦研修では、日本における司法権及び裁判官の独立についてインプットすることからスタートした。

(2) 研修員

研修員は、中国国家法官学院及び中国最高人民法院の職員を中心とするメンバーである（詳しくは別添研修員名簿を参照）。

中でも、団長の陳海光氏は、国家法官学院の副学院長の地位にありながらまだ39歳という若さであり、中国では珍しいと感じる。研究者はいずれも熱

⁵ 日本では憲法上、三権分立として司法権の独立が定められ、司法権の独立は裁判所の独立及び裁判官の独立を内容とする。他方、中国では、民主集中制が採用されており、司法権を含む全ての国家権力は全人大（日本の国会の相当）のもとにあり、その統制が及んでおり、裁判官の独立は認められていない。

心かつまじめで、裁判官や研究者などから構成されているためか、日本の裁判事情や法学にも通じている研修員もいた。

(3) 本邦研修の概況

別添日程表参照のほか、概要は以下のとおり。

司法研修所訪問及び意見交換

司法研修所の施設見学及び二部の講義見学をしたほか、司法研修所二部の村田渉上席教官及び一部の中里智美教官との意見交換を行った。施設見学では、司法研修所一部の研究室、図書室、二部の講義室、模擬法廷（ラウンドテーブル）、書店等を回り、最後に司法修習生の講義を見学した。



模擬法廷見学の様子

その後、約3時間の意見交換を行ったが、研修員の質問は司法研修所のカリキュラムの内容や教材作成、教官確保の方法等、極めて実務的な事項に集中していた。いずれの質問に対しても、両教官に丁寧かつ根気よく説明・対応していただいたが、研修員にとって3時間は短かったらしく、もっと交流に時間を取ってほしいとの声が強かった。



司法研修所で質問する陳副学院長

東京地方裁判所訪問

民事第11部の白石哲部総括判事ほか3名の裁判官（判事補2名を含む）との意見交換を行った。意見交換では、裁判官の人事異動、東京地裁における新任判事補研修の種類等について研修員の関心が集まった。裁判官の人事異動の理由について白石部総括判事から、裁判官を異動させることによって中央と同じ司法サービスを地方においても受けることができ、全国一律の司法サービスを提供することができるなどの説明がされ、研修員は深く感じ入っていた。とりわけ、中国は国土が広く裁判官の質のばらつきも顕著であるため、日本の制度は参考になったという。

元裁判官・弁護士 山室恵氏 講話・総括質疑

山室弁護士からは、司法研修所教官時代の経験や御自身が作成に関与された教材の説明だけでなく、裁判長として関与した二つのオウム裁判を通じた裁判官の苦悩、裁判官を辞職したときの心境など、実体験に基づく内容豊富で意義深い講話等をしていただいた。山室弁護士の講話に感銘を覚えた研修員も多く、後に「日本の法曹の素養とあくなき探求心を垣間見ることができた。」「具体的で生き生きして人を引き付ける。」「一人の裁判官の心の旅路、大変有意義だった。」などの感想が寄せられた。



講義の様子（山室弁護士）

日本弁護士連合会訪問、東京地検における検察実務修習について

司法修習生に対する実務修習について、そのカリキュラム、実施方法、理念等についての説明を現場の指導担当者から行っていただいた。

裁判官の外部経験

法務省出向裁判官3名と座談会形式で行った。中国にはない制度のため、関心を引いていた。

日本の司法制度・法曹養成

全体の概略を説明。以後の研修日程を通じての理解に役立ったようである。

民事訴訟第一審手続の概要

司法研修所（二部）で使用する教材の説明。実際に教材を見て解説を受けることによって、理解を深めることができた。

6 最後に

従来、中国の裁判所の評判は悪く、裁判官の質は問題視されていた。中国の裁判官に法律の解釈権限がない⁶のは、裁判官の独立が保障されていないだけでなく、個々の裁判官の資質に問題があったと推察される。しかし、社会が成熟するにつれ、中国の法整備の重点は「立法」から「司法」そして「法執行」に移ってきたといわれており、裁判官の資質向上に対する社会的要求は日々高まっている。国家法官学院はその要求に応えるべく、裁判官研修の質向上を目指している。

もちろん、中国に限らず、裁判官の資質向上はアジアの開発途上国で重要視されており、司法サービスの改善こそがアジアにおける法の支配の実現に繋がると信じている。この観点から見ると、まさに日本の裁判官は汚職もなく、信頼され、法律知識も十分な「エリート中のエリート」であり、アジアにお

けるリーダー的存在といえよう。

日本がアジア地域の目標とされ、手本とされるべく、今後もこの方面の支援を行っていきたい。日本の裁判所、司法研修所ほか関係者各位には、これまでの協力に対し深く感謝するとともに、今後もますますの理解と協力をお願いしていきたい。



「中国予備裁判官視察研修団」2011. 11.7～2011. 11.12

法務省前にて

⁶ 日本と異なり、中国では最高人民法院が法律の解釈権限を有し、法律に規定がない部分は最高人民法院の発出する司法解釈でまかなわれている。また、個々の案件について、下級裁判所が上級裁判所に伺いを立て、その指示に従って裁判をすることも行われているようである。

平成23年度 中国国別研修「司法人材育成研修」 日程表

[担当教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官, 佐野専門官]

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	場所	
11 / 月 7		来日(北京発一成田着)		16:00~18:15 TIC/ICDオリエンテーション TIC/SR11	東京 TIC	
11 / 火 8		10:00~11:45 日本の司法制度/法曹養成 江藤教官 共用会議室	11:45~13:30 記念撮影 法総研所長主催意見交換会 共用会議室	14:00~15:30 日本弁護士連合会訪問 日弁連修習委員長山崎弁護士 藤田弁護士 弁護士会館 1705会議室	16:00~17:30 東京地検における検察実務修習について 東京地検総務部 白石副部长 共用会議室	東京 赤れんが 弁護士会館
11 / 水 9		10:00~13:00 講話 山室弁護士 共用会議室	14:30~17:00 法務省出向裁判官による裁判官の外部経験(座談会) 福田局付(民事局), 本多教官, 松川教官 共用会議室		東京 赤れんが	
11 / 木 10		9:00~10:30 民事訴訟第一審手続の概要 松川教官 共用会議室	13:00~17:30 司法研修所訪問 (所長表敬・教官との意見交換・講義見学) 司法研修所		東京 赤れんが 司法研修所	
11 / 金 11		11:00~12:00, 13:30~14:30 東京地方裁判所訪問 (新任判事補指導裁判官との意見交換・法廷傍聴)	東京地裁	14:40~15:10 法廷傍聴の解説等 江藤教官 共用会議室	東京 東京地裁	
11 / 土 12		10:00~11:30 総括質疑応答 山室弁護士 TIC/セミナールームD	11:30~12:30 評価会	12:30~13:00 閉講式 TIC/アセンブリールーム	東京 TIC	
11 / 日 13		離日(成田発一北京着)				

平成23年度 中国国別研修「司法人材育成研修」研修員

1	陳海光
	Mr. Chen Haiguang
	国家法官学院副院长
2	滑玉珍
	Ms. Hua Yuzhen
	最高人民法院政治部宣传教育部副部长
3	孫本鵬
	Mr. Sun Benpeng
	国家法官学院教务部主任 教授
4	劉向東
	Mr. Liu Xiangdong
	国家法官学院人力资源部副部长
5	傅悦余
	Mr. Fu Yueyu
	最高人民法院司法行政装备管理局处长 法官
6	胡田野
	Mr. Hu Tianye
	国家法官学院民商事教育研究部副教授
7	郝方昉
	Mr. Hao Fangfang
	国家法官学院办公室 講師
8	袁鴻章
	Mr. Yuan Hongzhang
	宁夏回族自治区高级人民法院法官研修学院副教授